

京都市告示第286号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年8月9日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
岩倉30号線	左京区岩倉花園町160番地の8地先内	旧	メートル 12.90	メートル 7.12 ~ 7.17
		新	12.90	7.12 ~ 7.17
岩倉76号線	左京区岩倉花園町160番地の10地先から 同区岩倉三宅町303番地の35地先まで	旧	33.00	6.27 ~ 10.49
		新	33.00	6.27 ~ 10.49
洛北第二緯 5号線	左京区岩倉三笠町192番地の1地先内	旧	5.70	6.00 ~ 8.80
		新	5.70	6.00 ~ 9.40
洛北第二緯 8号線	左京区岩倉三笠町193番地の1地先内	旧	4.30	6.04 ~ 9.65
		新	4.30	6.04 ~ 10.00
山科音羽緯 40号線	山科区音羽役出町37番地の4地先から 同町37番地の6地先まで	旧	55.80	4.88 ~ 4.98
		新	55.80	4.89 ~ 6.03
嵯峨経33号 線	右京区嵯峨広沢池下町32番地の29地先 から 同町32番地の32地先まで	旧	55.60	4.60 ~ 6.14
		新	55.60	4.60 ~ 6.37

嵯峨緯76号線	右京区嵯峨広沢池下町32番地の32地先から 同町32番地の30地先まで	旧	17.80	4.00 ~ 4.04
		新	17.80	4.04 ~ 9.50
檜原緯36号線	西京区檜原上池田町13番地の3地先から 同町25番地地先まで	旧	54.40	3.62 ~ 6.01
		新	54.40	3.62 ~ 8.02
松尾嵐山経42号線	西京区嵐山風呂ノ橋町17番地の2地先から 同町24番地の4地先まで	旧	31.80	2.00 ~ 2.36
		新	31.80	2.00 ~ 7.83
松尾嵐山緯27号線	西京区嵐山風呂ノ橋町24番地の6地先内	旧	11.80	0.91 ~ 0.95
		新	11.80	0.91 ~ 0.95
松尾山田経30号線	西京区山田平尾町51番地の254地先から 同町7番地の10地先まで	旧	17.70	3.88 ~ 4.95
		新	17.70	6.00 ~ 6.04

(建設局土木管理部道路明示課)